

令和5年度包括外部監査（監査対象：建築住宅局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第3章 監査の結果Ⅱ 各論</p> <p>第1 市営住宅に関する市の財政事務の執行及び事業の管理</p>		
<p>1 市営住宅総合管理システムの改修及び保守</p> <p>[意見1] 契約金額相当性の精査</p> <p>市は、システム構築者と市営住宅総合管理システムの改修、保守契約を締結するに際し、見積を精査した上、現実の運用状況に照らし、契約金額の交渉をするべきである。</p> <p>改修契約締結にあたっては、見積書で要する労力を確認することは当然として、事案に応じ市内部のデジタル戦略部に適宜相談する等し、適正な金額交渉を行うべきである。</p> <p>また、保守契約締結にあたっては、当初、想定していた業務量との間に相違が生じたのであれば、業務量の減少により、従前の保守契約金額が相当であるか検討の上、適切な金額交渉を行うべきである。</p>	<p>改修契約締結にあたっては、事業者が提出する見積額の内訳細分化やヒアリング等で職員が精査するとともに、事案に応じ専門的知識を有するデジタル戦略部に費用の妥当性を相談しており、引き続き適正な金額交渉を行う。</p> <p>保守契約締結にあたっては、過去の業務実績を明確化し、業務量の変化に応じた、適切な金額で契約を行う。</p> <p style="text-align: right;">(建築住宅局)</p>	措置済
<p>2 マネジメント計画関係</p> <p>[意見5] 区分所有者との協議の期限</p> <p>市営住宅としての用途廃止後の建物のうち、市と民間の区分所有者による区分所有となっている建物について、市と他の区分所有者との協議に関し、そのタイムスケジュールを検討、策定し、話し合いによる解決の期限を設定するべきである。</p>	<p>用途廃止を行った区分所有建物について、令和7年4月にタイムスケジュールを作成し、話し合いによる解決の期限を設定した。</p> <p style="text-align: right;">(建築住宅局)</p>	措置済
<p>3 市営住宅ストックの有効活用</p> <p>[意見9] 社宅転活用の慎重な検討</p> <p>市営住宅の社宅への転活用については、通常の募集での入居が困難であるのか検討したうえで、多額の費用を市が負担してまで実行することを正当化できるだけの政策的意義があるのか、住宅毎に検討した上で転活用を行うべきである。</p>	<p>社宅活用対象住戸については本来入居を阻害しないように、通常の募集で入居がない住戸を選定しており、引き続き慎重に選定する。</p> <p>また社宅への転活用に係る改修費用の負担や使用料の設定については、活用中の事業者等にヒアリングし、検討を行ったが、改修費用を負担しての活用は難しいという状況であった（令和7年2月活用企業にヒアリング実施）。</p> <p>今後新たに活用を希望する事業者等に対しては、ニーズ、希望条件を確認し、政策的意義があるか、住宅毎に検討した上で転活用を行う方針である。</p> <p style="text-align: right;">(建築住宅局)</p>	措置済
<p>5 兵庫県との連携</p> <p>[意見15] 兵庫県と市の協議内容の積極的な連携及び議事録作成</p> <p>マネジメント対象住宅の住民の移転先等につい</p>	<p>県市公営住宅連絡調整会議（整備部会・管理部会）において議事録を作成し相互で確認していく</p>	措置済

令和5年度包括外部監査（監査対象：建築住宅局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>て、兵庫県と市が相互に連携すべき具体的な団地を、より多くリストアップして具体的協議を詰めるとともに、具体的な連携内容の目標や期限（どの地域の公営住宅について、いつまでにどのような連携を行うのか）、責任者も明確に決めたいうえでスピーディーかつ実効性のある協議を行うとともに、積極的な連携を図るべきである。</p> <p>県市公営住宅連絡調整会議の議事録についても、作成するべきである。</p>	<p>旨、また、各課長を責任者にする旨で、兵庫県と合意した。</p> <p>連携団地についても、候補をリストアップ・協議し、連携熟度の高いものの順位付けを行った。これを元に兵庫県と継続して連携に取り組む。</p> <p>(建築住宅局)</p>	
<p>6 入居者募集事務</p> <p>〔意見17〕入居者選考審議会及びポイント方式審査委員会の役割、存在意義の見直しや明確化</p> <p>入居者選考審議会及びポイント方式審査委員会の役割、存在意義を見直し、役割や審議事項を明確化し、議事録も作成すべきである。</p>	<p>入居者選考審議会は、神戸市営住宅条例第16条に定められているとおり公営住宅等の入居者の選考又は選定に関する事項について審議を行っており、議事録も作成しており見直し不要。</p> <p>ポイント方式審査委員会は、役割、存在意義を検討し、現状にあった審査方法になるよう「神戸市営住宅のポイント方式による入居予定者等選定事務取扱要領」の改正を行い、同委員会を廃止し建築住宅局長が2次審査通過者を決定することにより効率的な執行体制を確保した。</p> <p>(建築住宅局)</p>	措置済
<p>7 空家修繕</p> <p>〔指摘事項2〕空家修繕単価における定額制の廃止</p> <p>市は、指定管理者に対する、空家修繕単価における項目、範囲を特定しない定額での支払制度（1戸あたり、平成30年は税込60万1000円、令和4年度は税込61万2129円、令和5年度は税込62万7000円を原則としつつも空家修繕後1年以上未入居であった空家の再修繕は30万円）を廃止するべきである。</p> <p>なお、定額制を廃止した後の空家修繕単価については、完全実費精算とするか、予算となる年間の支払上限額を設定したうえでの実費精算額とするか（その場合、支払上限額を超えて指定管理者において修繕を行わなくても債務不履行とならないことが前提となるが、例えば、市として目安となる空家修繕の年間目標戸数を設定し、修繕戸数の不達成状況や達成超えの件数等を指定管理者に対する評価として今後の選定資料に使うか、あるいは目標戸数の達成をインセンティブ、不達成をペナルティとして設定する等の方法は考えられる）等、複数の制度設計が考えられるところ、限りある予算のなかで出来る限り多くの空家修繕を行い市営住宅への入居を進め</p>	<p>定額制での空家修繕は経費を抑える目的ではなく、業務効率を考慮して取り入れている制度である。</p> <p>令和9年度までの指定管理期間においては、仕様書上、制度の変更ができないことから、実費精算に近い形になるよう直近の実績に基づいて単価の変更を行う。</p> <p>令和7年度については、令和5年度実績に基づき税込75万円を原則としつつも空家修繕後1年以上未入居であった空家の再修繕は30万円とする。</p> <p>また、令和10年度からの次期指定管理期間に向けて、他都市の制度も参考にしながら、空家修繕の制度設計を引き続き研究していく。</p> <p>(建築住宅局)</p>	他の方法で対応

令和5年度包括外部監査（監査対象：建築住宅局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>るといふ本来目的を主眼に、市が実費以上の金額を支払うことがないようにする一方、市による不当な修繕費用の抑制、優越的地位の濫用類似の状況とならないような制度設計を検討するべきである。</p>		
<p>〔意見21〕空家住宅修繕共通仕様書の改訂 市は、空家住宅修繕共通仕様書の内容を見直し、内容を共通部分や基本事項のみにまとめるなど抽象化し、柔軟性を持たせるべきである。</p>	<p>新築のような状態にするものではなく、日常生活に支障のないレベルまで安価に修繕することを前提としていることがわかりやすいように、令和6年度に仕様書を見直し、令和7年度の修繕から適用する。 (建築住宅局)</p>	措置済
<p>9 駐車場等の管理運営</p>		
<p>〔意見24〕臨時駐車場廃止の速やかな実現 速やかに臨時駐車場の廃止に至るよう、引き続き努めるべきである。</p>	<p>房王寺住宅の臨時駐車場は、正規駐車場の整備に伴い、令和6年8月末で廃止した。 鹿松住宅の臨時駐車場は、マネジメントが令和6年度以降に着手予定であり、マネジメントに合わせて速やかに正規駐車場への移行を予定している。 (建築住宅局)</p>	措置済
<p>〔意見26〕駐車場管理の再委託に関する具体的検討、協議 駐車場管理における自治会等への再委託の可否について、改めて実質的な検討が行われるべきである。具体的には、市においては、再委託先である自治会等ごとに、指定管理者が行うべき駐車場管理業務のうち具体的にいかなる業務を各自治会等に再委託しているのか、再委託した業務が実際にどのように遂行されているのかについて指定管理者から報告を求め、再委託の具体的必要性について協議し、再委託費用（指定管理者が指定管理業務に要する費用）が見直されることによって、結果的に指定管理料の減額につなげる余地がないか、検討するべきである。</p>	<p>再委託の必要性について、指定管理者に駐車場管理実態の報告を求め検討した結果、再委託をしているすべての駐車場において指定管理者よりも自治会等が管理を行うほうが、費用が安く、より不正駐車を把握しやすいなど、現状では最も費用対効果が高い手段と確認している。 自治会等への再委託は現状を継続するとともに、自治会等の負担が大きくなるなど、再委託が困難になった場合は、指定管理者への管理に切り替えるなど、より効率的な管理手法で続けられるよう指定管理者と協議を継続していく。 (建築住宅局)</p>	措置済
<p>10 集会所の管理運営</p>		
<p>〔意見27〕集会所運営状況の把握 市においては、毎年定期的に、各委員会の組織状況、収支計算書及び利用状況等報告書の提出状況について把握する措置を講じるべきである。</p>	<p>市営住宅指定管理者連絡調整会議にて、「集会所の運営状況の確認等について（依頼）」の文書を発出、説明・指示を行った。 令和4年度分は、指定管理者を通じて、報告書未提出の集会所管理運営委員会に依頼を行い、指定</p>	措置済

令和5年度包括外部監査（監査対象：建築住宅局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>管理者から報告書提出状況一覧が提出されている。</p> <p>令和5年度報告書については、令和6年5月末までに集会所運営委員会から指定管理者に提出がされている。今後も毎年5月末までに集会所運営委員会から指定管理者への報告書の提出を求めていく。</p> <p>(建築住宅局)</p>	
<p>1 1 退去、明渡及び原状回復</p> <p>[意見30] 法的措置検討委員会の議事録作成 法的措置検討委員会について議事録を作成するべきである。</p>	<p>令和6年1月開催の法的措置検討委員会より、議事要旨を作成している。</p> <p>(建築住宅局)</p>	措置済
<p>[意見31] 金額算定根拠資料の不備 入居者の負担する畳表替及び襖張替に要する費用の具体的算出根拠に関する資料は、所定の保管期間にかかわらず保管を継続するべきである。</p>	<p>根拠資料を保存するための新たな30年保管項目を設け、データ保管していくこととした。</p> <p>(建築住宅局)</p>	措置済
<p>[意見32] 明渡、原状回復の確認方法 住宅返還時に指定管理者から報告を受ける際には、原状回復の有無や内容についても報告を受け、写真を添付させるなどの措置を講じることを検討するべきである。</p>	<p>指定管理者に対し、住宅返還の報告と合わせて未修繕事案の報告（写真を添付）を行うよう通知により指示した（令和7年3月）。報告のあった未修繕事案についてはシステムへの登録をし、今後は原状回復状況を把握していく。</p> <p>(建築住宅局)</p>	措置済
<p>1 3 所得調査</p> <p>[意見36] 所得が捕捉出来ない場合の対応 市は、収入申告書の不提出若しくは書類不備などの理由により、所得が捕捉出来ない場合には、職権で所得を認定するべきであり、必要に応じて厳格な所得調査を行うべきである。 また、そのためのマニュアルの整備を行うべきである。</p>	<p>市営住宅の家賃は、入居者の収入及び住宅の便益に応じて決定されるため、収入申告が義務付けられている。</p> <p>市内の情報連携により取得した税情報で、高額所得者に該当すると判明した場合は職権にて認定を行っている。</p> <p>税未申告者に対しては、令和6年度より指定管理者から税未申告者への申告指導を強化するとともに、令和6年度収入申告書及び令和7年度家賃決定通知書に税申告勧奨の文言を追加した。さらに、税未申告者の抽出を家賃決定処理前に行い最新の税情報を反映させるなどの対応をしている。</p> <p>また、上記対応策を含めた収入申告マニュアルを整備した。</p>	他の方法で対応

令和5年度包括外部監査（監査対象：建築住宅局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	(建築住宅局)	
<p>15 家賃減免、徴収猶予制度</p> <p>[意見39] 家賃の徴収猶予制度の活用 家賃の徴収猶予の制度について、一時的な疾病、失業による減収等、家賃の減免までは不要だが徴収猶予が相当と考えられる事情があると認められるときは、その活用を図るべきである。</p>	<p>本市の減免制度は、福祉的観点からも、生活困窮状況が著しいと認められる入居者の負担を軽減し、居住の安定を図るとともに、徴収猶予が相当と考えられる一時的な減収にも対応する柔軟な制度となっているため、一時的な疾病、失業による減収等となった入居者には家賃の減免措置を講じている。</p> <p>徴収猶予では、猶予期間経過後に二重債務負担となり、支払いが滞れば生活困窮者の生活拠点を失うことにつながる恐れがある。</p> <p>福祉的観点から、減免で対応することが望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">(建築住宅局)</p>	他の方法で対応
<p>17 破産手続等において免責決定を受けた債権の処理</p> <p>[指摘事項4] 免責債権の適切な処理 免責債権については、神戸市債権の管理に関する条例16条2号に基づき債権放棄し、その後、直ちに不納欠損処理するべきである。</p>	<p>免責債権については、令和6年度より、時効期間の満了を待たずに速やかに債権放棄を行ったうえで不納欠損処理を行うとともに、免責債権の処理手順をルール化した。</p> <p style="text-align: right;">(建築住宅局)</p>	措置済
<p>18 連帯保証人</p> <p>[指摘事項5] 連帯保証人に対する適切な権利行使 連帯保証人に対しては、地方自治法施行令第171条の2第1号に則り、適切な権利行使がなされるべきであり、その実務対応手順については、市の滞納整理マニュアルに明記するべきである。</p>	<p>令和7年度より、既存の連帯保証契約を見直し、緊急連絡先の登録制に変更することとした。</p> <p style="text-align: right;">(建築住宅局)</p>	他の方法で対応
<p>第3 市営住宅の管理に関する指定管理者共通の問題</p>		
<p>2 基本協定書</p> <p>[指摘事項6] 地方自治法上の規制潜脱のおそれ 市が指定管理者を通じて修繕業者に支払う請負代金を実質的に負担しているケース（当初協定した指定管理料のなかに含まれていないにもかかわらず、指定管理業務開始後に市が指定管理者に年度末での別途協定変更による支払いを約束して指定管理者に行わせた修繕業務等）においては、緊急やむを得ないような場合を除き（但し、同要件が緩やかに運用、解釈されると手続の規制が骨抜きになるため、同要件は厳格に運用、解釈しなければならない）、指定管</p>	<p>緊急対応時以外は、相見積もりの実施を徹底するよう指定管理者に指示している。</p> <p>ただし、「神戸市営住宅等管理業務標準仕様書にも修繕業者の選定にあたっては相見積もりを原則とすることを明記しておくようにするべき」という指摘については、</p> <p>① 指定管理者制度により、市</p>	措置済

令和5年度包括外部監査（監査対象：建築住宅局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>理者は、修繕業者の選定について相見積もりを取るべきである。</p> <p>このようなケースにおいては、そもそも、市は、安易に指定管理者に追加で業務を委託するべきではなく、市が修繕業者を選定、委託することができないのか吟味すべきであるし、仮に、市が指定管理者に追加で個別的に業務を追加委託するのであれば、口頭ではなく書面で明確に委託条件を付して委託すべきで、その際の委託条件として、指定管理者に上記条件を厳しく指導の上、神戸市営住宅等管理業務標準仕様書にも修繕業者の選定にあたっては相見積もりを原則とすることを明記しておくようにするべきである。</p>	<p>は包括的に指定管理者に施設管理を委任しており、管理・運営に係る個別の契約を市の代理として契約行為を行っているものではないこと。</p> <p>修繕業者の選定にあたっては、事業者のノウハウや知見が生かされるべきと考えられるため、市に準じた取り扱いをする必要はないと考えられること。</p> <p>② 地方自治法第234条は、普通地方公共団体が締結する契約についての規定であり、指定管理者は普通地方公共団体ではないこと。</p> <p>から、理由に記載の「地方自治法上、実質的には市と修繕業者との請負契約に準じて取り扱われるべき」は、法規定と合わない表現と考えている。</p> <p>上記を踏まえた上で、一般修繕の中でも、定例のもの、低額のものについては指定管理業務の中で実施し、計画修繕については、指定管理者に対応してもらった方が効率的な場合は相見積もりを条件に書面で依頼する。</p> <p>協定金額の変更につながる案件の大半は指定管理業務として当然必要な修繕であり、対応数量によって不足した費用を支払っているものである。</p> <p>ただし、例外的な事案、または実施の判断を要し、一定金額以上の事案については相見積もりを必須とし、書面により実施の指示を徹底する。また、指定管理者は案件を取りまとめ、月次報告をすることとした。（令和6年9月見直し）</p> <p style="text-align: right;">（建築住宅局）</p>	
<p>7 退去関連業務</p>		
<p>[意見54] 損害賠償金の徴収</p> <p>市としては、結果としての回収の有無の問題は別として、法令の適正な執行という観点からは、条例に基づいて損害賠償金を請求すべきところは全例請求するべきである。</p> <p>少なくとも退去時の状況を考慮することなく、納</p>	<p>国が定める公営住宅は住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図るため供給されており、入居者においても低額所得者である。</p> <p>公営住宅法で定める入居のた</p>	<p>他の方法で対応</p>

令和5年度包括外部監査（監査対象：建築住宅局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>付済みの敷金以上には一切請求しないという運用には検討の余地があるため見直すべきである。</p>	<p>めの敷金は、民間住宅と比較して低廉な家賃三月分の範囲内に限定することにより低額所得者である入居者の入居に過重な負担がかからないようにしている。</p> <p>現在、明け渡しの際に敷金から控除できる費用としては畳表替え、ふすま張替え費用に限定しており、民間住宅では通常の損耗として請求しないものであっても、公営住宅の性質から損害賠償金として取り扱っている。</p> <p>しかし、明け渡し前の立ち合いにより入居者による修繕や原状回復が必要な箇所を確認した場合には、損害賠償請求ではなく、入居者負担による修繕等を指示し修繕等確認後に住宅返還による鍵返却を受け取っている。</p> <p>公営住宅法の逐条解説では、低額所得者が負担し得る家賃額は公営住宅整備に要する費用と比べ少ないことが一般的であるが、公営住宅は低額所得者に対して低廉な家賃で供給されるものであり、その実現には国と地方公共団体が財政的負担をなすことが前提であるとされている。</p> <p>上記から公営住宅事業において、収入状況によってその負担を入居者に求めるものではなく、家賃がそのような考えで設定されている。</p> <p>入居者が行うべき修繕箇所については引き続き入居者負担による原状回復を求めていく。</p> <p>※参考 「市営住宅返還にかかる住宅修繕費の入居者負担に関する要綱」第4条第2項 損害賠償金の徴収は、敷金の範囲内とする。</p> <p>入居時に原状回復義務があることは入居時に渡す「入居のしおり」にも記載しているが、さらに明確化する。（現在校正中） （建築住宅局）</p>	
<p>8 保守管理点検業務</p>		

令和5年度包括外部監査（監査対象：建築住宅局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>[意見55] 遊具点検の実施回数 神戸市営住宅等管理業務標準仕様書に2 か所記載されている市営住宅に設置されている遊具の点検回数について、その実施回数が年1回、一方は年2回と読める内容となっている記載を改訂し、誰が読んでも誤解を生じないように表記を統一するべきである。</p>	<p>現在は年2回実施している。 次回（令和9年）の指定管理者の募集時には、仕様書への記載を統一する。 (建築住宅局)</p>	<p>措置済</p>
<p>[意見56] 遊具点検の実施 定期的を実施する点検において現状の安全面からの点検に加えて、住民の利便性をも加味した点検を実施するように検討するべきである。</p>	<p>近年新たな遊具設置は実施しておらず、安全面、管理面から故障の際は撤去することが多い。 ただし、定期点検においては安全性のみならず衛生面も含めて点検を令和7年度から実施するよう文書により指示しており、誰しもが気持ちよく使用ができるよう、今後も住民の要望に沿った点検を促していく。 (建築住宅局)</p>	<p>措置済</p>
<p>10 指定管理者業務のモニタリング</p>		
<p>[意見59] 指定管理者の業務に対するモニタリング 指定管理者が実施している多岐にわたる業務をモニタリングするために関連するルール及びマニュアルを作成するべきである。 仮に、日常的、網羅的なチェックが人員等の制約で困難であれば、定期的な抜き打ちチェック、サンプルチェック等の仕組みを作るべきである。</p>	<p>日常的、網羅的なチェックが困難であるものについては、各業務の必要性に応じサンプルチェックを行っている。 なお、一般・緊急修繕、空家修繕については、令和6年度にチェックリストを改定した。 (建築住宅局)</p>	<p>措置済</p>
<p>[意見60] 保守点検実施の網羅性の確認 市は適切な設備等の点検及び修繕が網羅的に行われているかについて、指定管理者任せにせず、適切なモニタリングを実施する必要がある。</p>	<p>令和5年度末の実績報告時に、法定点検の実施済の書類報告を別途求め、確認を行った。今後も同様の確認を実施し適切な意見59に対し作成されたチェックリストを基にモニタリングを継続していく。 (建築住宅局)</p>	<p>措置済</p>
<p>12 その他</p>		
<p>[意見62] 子育て支援住替え事業の検証 子育て支援住替え事業による移転促進の効果を検証するべきである。 費用対効果が低いのであれば、移転料を現在の制度より低くするか、あるいは優先的な移転先の手配にとどめるなど内容を見直すべきである。</p>	<p>広い住宅に世帯数減により少人数で住んでいるという対象者は1,000世帯程度あり、現状の条件を基に移転を案内し、令和5年度は3件の応募があった。 これまでの住環境を変えることへの抵抗、引っ越し費用の負担の理由により、利用は低調ではあるが、子育て支援は重要な施策であるため、継続して実施すべき施策である。 対象となる世帯は、単身高齢者</p>	<p>他の方法で対応</p>

令和5年度包括外部監査（監査対象：建築住宅局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>で低所得者層が多いことを考えると、移転料の支給がなければ転居できないケースは少なくないと考えられる。</p> <p>マネジメントの市営住宅の移転料と同額にしてきたが、マネジメント移転料は物流価格等を反映した損失補償基準の単価を用いて移転に必要となる補償項目を積み上げて算出されており、純粋な移転にかかる費用により算出されている。</p> <p>さらに、マネジメントによる移転と違って、住替前の住宅の原状復帰の修繕料が必要となることが多いことから、適正な移転料額を検討した結果、当事業を推進していくため、マネジメント移転料の引き上げに合わせて子育て支援住替え移転料を増額した。</p> <p style="text-align: right;">（建築住宅局）</p>	
<p>第4 市営住宅の管理に関する各指定管理者の問題 （日本管財株式会社）</p>		
<p>1 修繕工事管理業務</p> <p>[意見63] 保守点検実施の網羅性の確認 個々の保守点検結果の不具合項目が網羅的に登録されているかを適切に確認するべきである。</p>	<p>予定している計画修繕によって不具合項目の改修が見込まれているもの（個別の不具合改修工事をする必要がないもの）について、登録をしていなかった。また、緊急度が低く、容易に改修できる不具合について、登録をしていなかった。</p> <p>指定管理者に、点検結果すべての不具合項目を登録することを指導し、改善済みである。</p> <p>業務責任者が、不具合項目に登録漏れがないか確認をする。</p> <p>令和5年度末の実績報告時に、法定点検の実施済の書類報告を別途求め、確認を行った。</p> <p>今後も引き続き確認を実施していく。</p> <p style="text-align: right;">（建築住宅局）</p>	<p>措置済</p>
<p>第5 市営住宅の管理に関する各指定管理者の問題 （TC神鋼不動産サービス株式会社）</p>		
<p>4 財務報告</p> <p>[意見69] 駐車場収入、費用の会計処理 指定管理者は駐車場収入及び費用の会計処理につ</p>	<p>駐車場収入及び費用の会計処理について、指定管理者に指摘内容</p>	<p>他の方法で対応</p>

令和5年度包括外部監査（監査対象：建築住宅局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>いて、取引内容を精査し、適切な会計処理を検討されたい。</p>	<p>を伝えたところ、指定管理者の監査法人より、会計処理に問題はないという見解があった。 なお、本市には総額で駐車場収入の報告がある。 （建築住宅局）</p>	